



Press Release

石川労働局発表
平成 24 年 11 月 22 日

(照会先)

石川労働局労働基準部
担当 健康安全課長 越川 昌明
産業安全専門官 宮野 廣之
連絡先 076-265-4424
FAX 076-265-4431

高所作業車等の逸走による労働災害の防止について（要請）

石川労働局（局長磯部 隆文）は、平成 23 年 11 月及び平成 24 年 9 月に石川県内で発生した、高所作業車（*1）の逸走により、労働者が挟まれ死亡した労働災害を受け、別紙の 7 団体に対し、労働災害防止の観点から、高所作業車等を使用する際の作業計画の作成等、同種災害の再発防止対策にかかる下記事項について、平成 24 年 11 月 15 日付けで要請（別添 1）を行った。

記

1. 再発防止対策

- (1) 高所作業車等を設置する場所について、勾配、広さ、障害物の存在等について事前に十分な調査を行うこと。
- (2) 調査結果から、リスクアセスメント（*3）を実施すること。
- (3) 調査結果及びリスクアセスメントの結果から、作業場所の状況、高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を作成すること。なお作業計画には、高所作業車等による作業の方法（作業手順）を示すこと。
- (4) 上記 3 の高所作業車等の能力等については、サイドブレーキの構造、操作盤の位置等も考慮すること。
- (5) 作成した作業計画を関係労働者に周知し、当該作業計画により作業を行わせること。
- (6) 作業指揮者を定め、その者に当該作業計画に基づき作業の指揮を行わせること。

2. 災害の概要

別添 2 のとおり。

*1 高所作業車（こうしょさぎょうしゃ）

高所作業車とは、高所における工事、点検、補修等の作業に使用される機械であって、作業床及び昇降装置その他の装置により構成され、不特定の場所に自走出来る車をいう。

*2 アウトリガー（別添2の文中）

アウトリガーとは、高所作業車、移動式クレーン等において、これらが作業中に転倒しないよう支えるため設けられた機体から横に梁のように張り出した機材をいう。



*3 リスクアセスメント

リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法をいう。

別紙

要請先 関係団体名簿

団体名	所在地
建設業労働災害防止協会石川支部 支部長	〒921-8036 金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 石川県支部 支部長	〒920-0226 金沢市粟崎町4-84-10 石川県トラック会館
林業・木材製造業労働災害防止協会 石川県支部 支部長	〒920-0209 金沢市東蚊爪町1丁目23-1 石川県森林組合連合会内
(社)日本鳶工業連合会石川県支部 支部長	〒921-8036 金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター
(公社)建設荷役車両安全技術協会 石川県支部 支部長	〒920-0962 金沢市広坂1-9-15 石川郷友会館
石川県電気工事工業組合 理事長	〒921-8062 金沢市新保本4丁目65番22
(社)石川県トラック協会 会長	〒920-0226 金沢市粟崎町4-84-10 石川県トラック会館



別添 1

石労発第 1460 号
平成 24 年 11 月 15 日

別紙の団体の長 殿

石川労働局長

高所作業車等の逸走による労働災害の防止について

日頃から、労働行政の運営に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成 24 年の石川県内の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、10 月末現在で 804 人となり、昨年同期に比べ 51 人の減少(割合では 6.0%の減少)となっています。しかし、その災害を分析すると、前年の冬期間に多発した凍結等による転倒災害にかかる件数のみが減少しており、それを除くと決して災害が減少しているとは言い難い状況にあります。

また、死亡災害については、調査中のものを含めて 12 人となり、平成 23 年中の死亡者数を上回っています。

特に、平成 24 年 9 月に、高所作業車が逸走し労働者が挟まれるという災害が発生していますが、同種災害が平成 23 年 11 月にも発生しているほか、平成 23 年 4 月にはトラックが逸走したことによる災害も発生しており、勾配がある作業場所における死亡災害が連続して発生しています。

勾配がある作業場所で高所作業車等を設置する際には、その作業場所について十分な事前調査が必要となり、それに基づく作業計画を作成し、関係労働者へ周知する必要があります。

つきましては、勾配がある作業場所において高所作業車等を使用する場合は、逸走を防止するため下記のことにも留意し、一層の災害防止に努めるよう傘下事業場へ周知を要請します。

記

- 1 高所作業車等を設置する場所について、勾配、広さ、障害物の存在等について十分に調査を行うこと。
- 2 調査結果から、リスクアセスメントを実施すること。

- 3 調査結果及びリスクアセスメントの結果から、作業場所の状況、高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を作成すること。なお作業計画には、高所作業車等による作業の方法（作業手順）を示すこと。
- 4 上記3の高所作業車等の能力等については、サイドブレーキの構造、操作盤の位置等も考慮すること。
- 5 作成した作業計画を関係労働者に周知し、当該作業計画により作業を行わせること。
- 6 作業指揮者を定め、その者に当該作業計画に基づき作業の指揮を行わせること。

災害事例 1

平成 24 年 9 月 電気通信工事業

勾配が約 8 度の坂道に高所作業車(*1)を設置しようとしたところ、高所作業車が後進しだし、被災者は手で高所作業車の後進を止めようとしたが、逃げ遅れ、高所作業車と電柱との間に挟まれた。

高所作業車は登り方向を前にして、サイドブレーキを引いて停車させた。全輪に車止めを施した後に、後部アウトリガー(*2)を張り出し後部車輪が浮き上がった際に、前輪が車止めを乗り越え、高所作業車が後進を始めた。

災害事例 2

平成 23 年 11 月 警備業

勾配が約 2 度の坂道において、高所作業車を次の箇所へ移動するため、高所作業車のアウトリガーの格納を開始したところ、高所作業車が後進しだした。

交通誘導していた被災者と高所作業車運転者とで、動き出した高所作業車を手で止めようと試みたが止められず、被災者が退避の際に転倒し、後進してきた高所作業車の後部操作盤カバーと地面との間に挟まれた。

高所作業車は登り方向を前にしており、車輪止めは左後輪部に施していた。サイドブレーキは引かれた状態で、後部アウトリガーを格納し、左後輪部の車止めを外し、その後前部アウトリガーを格納していた際に後進を始めた。

災害事例 3

平成 23 年 4 月 道路貨物運送業

トレーラー荷台からフォークリフトにより荷降ろし作業中、突然トレーラーが前方に動き出し、トレーラー荷台の支柱とフォークリフトの爪が接触し、フォークリフトが横転した。フォークリフトの運転者が、運転席から投げ出され、横転したフォークリフトの下敷きとなった。

トレーラーのサイドブレーキが解放されており、さらに車止めを施していなかった。

*1 高所作業車(こうしょさぎょうしゃ)

高所作業車とは、高所における工事、点検、補修等の作業に使用される機械であって、作業床及び昇降装置その他の装置により構成され、不特定の場所に自走出来る車をいう。

*2 アウトリガー

アウトリガーとは、高所作業車、移動式クレーン等において、これらが作業中に転倒しないよう支えるため設けられた機体から横に梁のように張り出した機材をいう。